

建設業の許可に解体工事業が新設されました！

建設業法が改正され、平成28年6月1日より建設業の許可業種に新たに「解体工事業」が追加されました！

1. 解体工事業とは？

従来は「とび・土工工事業」の許可を受けていれば解体工事の施工ができましたが、平成28年6月1日以降は新設の「解体工事業」の許可を受けなければ、500万円以上の解体工事の施工はできません！

(2. の経過措置の例外は除きます)

2. 経過措置について

平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の許可がある場合、引き続き「とび・土工工事業」の許可を受けていれば、平成31年5月31日までは「とび・土工工事業」の許可のみで解体工事を施工することができます！

【金額500万円以上の解体工事施工可能の有無】

	平成28年 6月1日	平成31年 6月1日
とび・土工 工事業	○	×
解体工事業		○

※平成31年6月1日以降は、上記「解体工事業」の許可を受けずに500万円未満の解体工事を施工する場合は、建設業許可とは別の解体工事業登録手続が必要となります！

3. 解体工事業の許可を受けるために必要な主な資格

- ・ 一級土木施工管理技士
- ・ 二級土木施工管理技士（土木）
- ・ 一級建築施工管理技士
- ・ 二級建築施工管理技士（建築または躯体）
- ・ とび技能士（二級は合格後、三年以上の実務経験が必要）
- ・ 解体工事施工技士
- ・ その他（実務経験） ※詳細はお問い合わせください

※御社の実情を踏まえた上で、解体工事業の業種追加申請をご検討ください

和泉事務所